

# 不適切な運営を防ぐために

令和7年度越谷市介護保険サービス集団指導  
福祉部福祉総務課

# 1. 指導監査の種類

- 介護保険サービスの指導監査は、  
サービスの質の確保 及び 保険給付の適正化 を図ることを目的とする。
- ①**実地指導(運営指導)**：基準条例や報酬告示等を満たしているか、事業所に赴き、関係書類の調査や関係職員へのヒアリングにより行う。
- ②**監査**：著しい基準違反及び報酬の不正請求が疑われた場合等に、当該違反等の事実確認のために行う。
- ③**業務管理体制確認検査**：事業者には義務付けられる法令遵守の業務管理体制に係る「確認検査」（一般検査・特別検査）

# 1. 指導監査の類型

- 指導と監査の違い

**指導**…利用者に対するサービスの質の確保・向上を図るため、制度管理の適正化や改善に向けての助言等を行う。

**監査**…指定基準違反や不正請求等が認められる（疑われる）場合に、行政処分も念頭に、その事実確認を行う。  
なお、無通告で事業所に立入りを行うこともある。

# 1. 指導監査の類型

## • 業務管理体制の一般検査・特別検査

対象は、当該指定に係る全ての事業所等が一の市町村／中核市の区域に所在するものに限る。（それ以外は国・県等が所管）  
本市では6年に1回、書面にて検査を行う。（実施年度については、  
集団指導で周知する）

〔主な指摘事例〕

業務管理体制の変更届出をしていない。

（補足説明）

法令遵守責任者の変更や氏名の変更、所在地等の変更がある場合にも届出が必要になります。どちらも市介護保険課に届出を行ってください。

## 2. 監査による処分

